

## 第 7 章 電線共同溝

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における開削土工、構造物撤去工、電線共同溝工、道路付属施設工、仮設工、付帯工、詳細図作成、完成図書その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 構造物撤去工は、本編第1章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。
3. 道路付属施設工は、本編第2章第11節道路付属施設工の規定によるものとする。
4. 電線共同溝に関連する名称は、標準図集「電線共同溝標準図」によるものとする。
5. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通）の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

道路保全技術センター

電線共同溝

(平成7年11月)

### 第3節 開削土工

#### 道-Ⅲ-7-3-1 一般事項

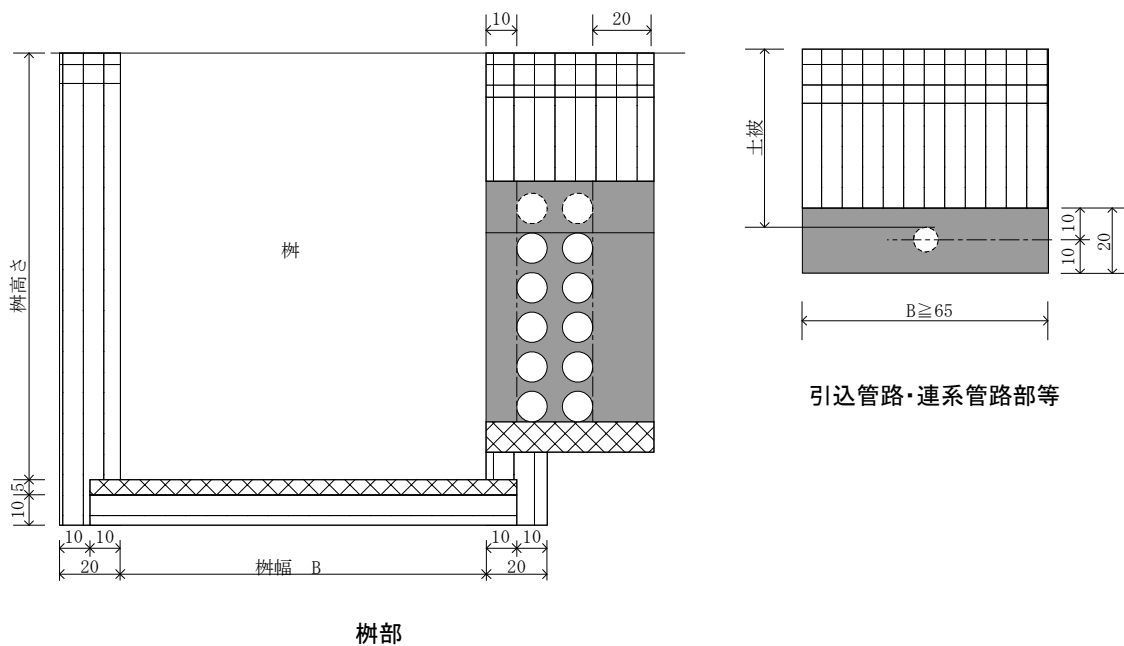
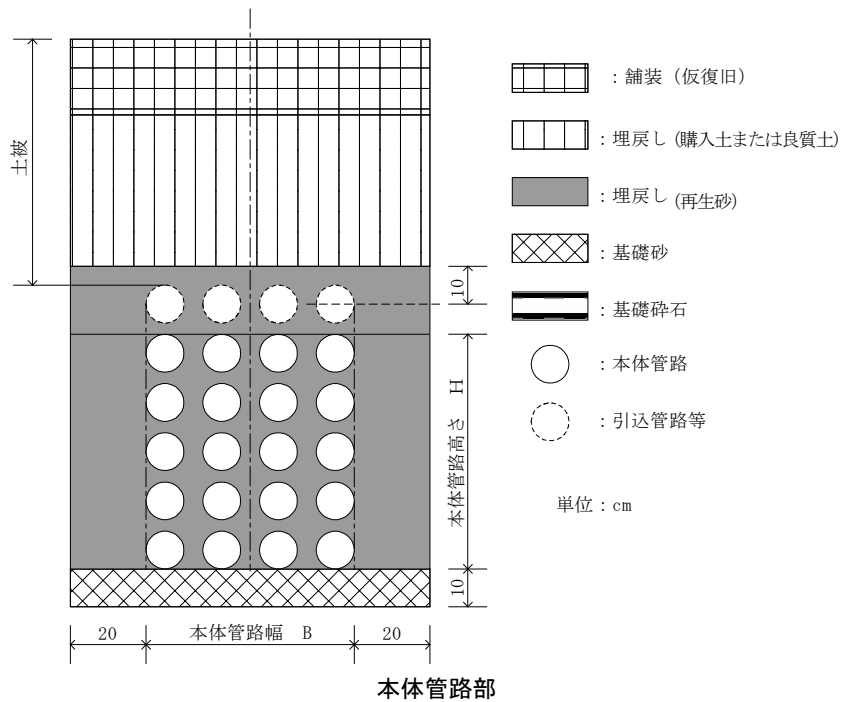
1. 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って布掘を行わなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは埋設物を露出させなければならない。

#### 道-Ⅲ-7-3-2 掘削工

1. 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設物の位置を明確にするものとする。
2. 受注者は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と**協議**するものとする。
3. 受注者は、掘削において既設の埋設物や構造物の状況を勘案して所定の深さまで掘り下げなければならない。
4. 受注者は、掘削に伴い埋設物が露出した場合、埋設物管理者と**協議**の上、仮受防護等必要な措置を講じなければならない。掘削開口部については、墜落防護ネット等保安施設を万全に行わなければならない。

### 道Ⅲ-7-3-3 埋戻し工

1. 受注者は、管路部については掘削幅全面に所定の位置まで砂で埋め戻さなければならない。なお埋戻しについては、適切な含水比（水締等）で十分締固めながら埋戻さなければならない。
2. 受注者は、管路部を砂で埋戻した後及び樹部の埋戻しは、所定の位置まで現場発生良質土又は改良土で埋め戻さなければならない。ただし、現場条件等により困難な場合は監督職員と協議するものとする。
3. 各部における標準断面については図Ⅲ-7-1のとおりとする。



図Ⅲ-7-1 管路の標準断面図

### 道Ⅲ-7-3-4 残土処理工

残土処理工については、道Ⅰ-1-3-3第2項(7)残土処理工の規定によるものとする。

## 第4節 電線共同溝工

### 道Ⅲ-7-4-1 一般事項

1. 本節は、電線共同溝工として管路工、アクセス管路の施工、プレキャストボックス工、現場打ちボックス工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、事前に地下埋設物及び工事区間の現況について測量及び調査を行い、電線共同溝設置の位置・線形に変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、管路の土被については原則として表Ⅲ-7-1のとおりとし、所定の土被が確保できない場合、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、植栽部に縦断的に連続して管路が敷設される場合は、高木植栽で必要とする最低土被り90cm以上を確保すること。
5. 本節において「**連系設備**」とは、無電柱化に係るガイドライン(6期計画)、無電柱化推進計画(5期計画)適用路線における管路名称であり、新電線類地中化計画(4期計画)適用路線においては「**連系管路**」と読み替えて適用する。

表Ⅲ-7-1 管路の土被

施工箇所	歩道部	車道部
電線共同溝の土被	60 cm以上	60 cm以上かつ 舗装構造+30cm 以上
連系設備等の土被	60 cm以上かつ 舗装構造+30cm 以上	

(備考)

連系設備等の土被については、『浅層埋設管の取り扱い基準』によるものとする。

### 道Ⅲ-7-4-2 材料

1. 管路工に使用する材料は、設計図書に示す基準を満たす材料を使用しなければならない。  
また、柵間においては同一の管種を使用することを原則とする。
2. 受注者は、プレキャストボックス工に使用する材料は、表Ⅲ-7-2に示す基準を満たす材料を使用しなければならない。また、柵の種類は表Ⅲ-7-3を標準とする。現場条件により、柵の形状を変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

表Ⅲ-7-2 プレキャストボックス性能基準

設計条件		
活荷重	T-25	
衝撃係数	車道：i=0.4、歩道：i=0.1	
土圧係数	U型構造物：0.308 箱形構造物：0.500	
材 料	項 目	許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )
レジンコンクリート	設計基準強度	$\sigma_{bk} = 18.0$
	曲げ引張応力度	6.0
コンクリート	設計基準強度	30.0
	曲げ圧縮応力度	11.0
	せん断応力度	0.5
鉄筋	引張応力度 SD295A	180.0

表Ⅲ-7-3 樹の種類

樹の区分	使 用 者	必要内寸法 (m) (幅×長×高)
道 路 用 樹	道路照明	0.60×1.20×1.10
	警察信号 道路管理者予備 CATV・有線	0.95×1.90×1.50
通 信 用 樹	NTT	0.95×1.90×1.50
電 力 用 樹	関西電力	0.90×1.90×1.10
	ケイ・オプティコム	0.90×3.00×1.10
		0.60×1.20×0.55

3. 樹の水ぬき穴の有無については地下水位及び土質の状態を検討のうえ判断しなければならない。
4. 受注者は、連系設備に使用する材料は表Ⅲ-7-4に示す材料を使用しなければならない。

表Ⅲ-7-4 連系設備材料

①管路材

電線管理者	材 質
関西電力、ケイ・オプティコム	KGP 管、伸縮性取付管
NTT	PV 管、ダクトスリーブ
CATV・有線	PV 管、ダクトスリーブ

②電柱への立上げ材

電線管理者	材 質
関西電力、ケイ・オプティコム	KGP ベンド管、キャップ
NTT	UC-PS 管、キャップ、バンド、異種管継手
CATV・有線	PV ベンド管、キャップ

### 道Ⅲ-7-4-3 管路工

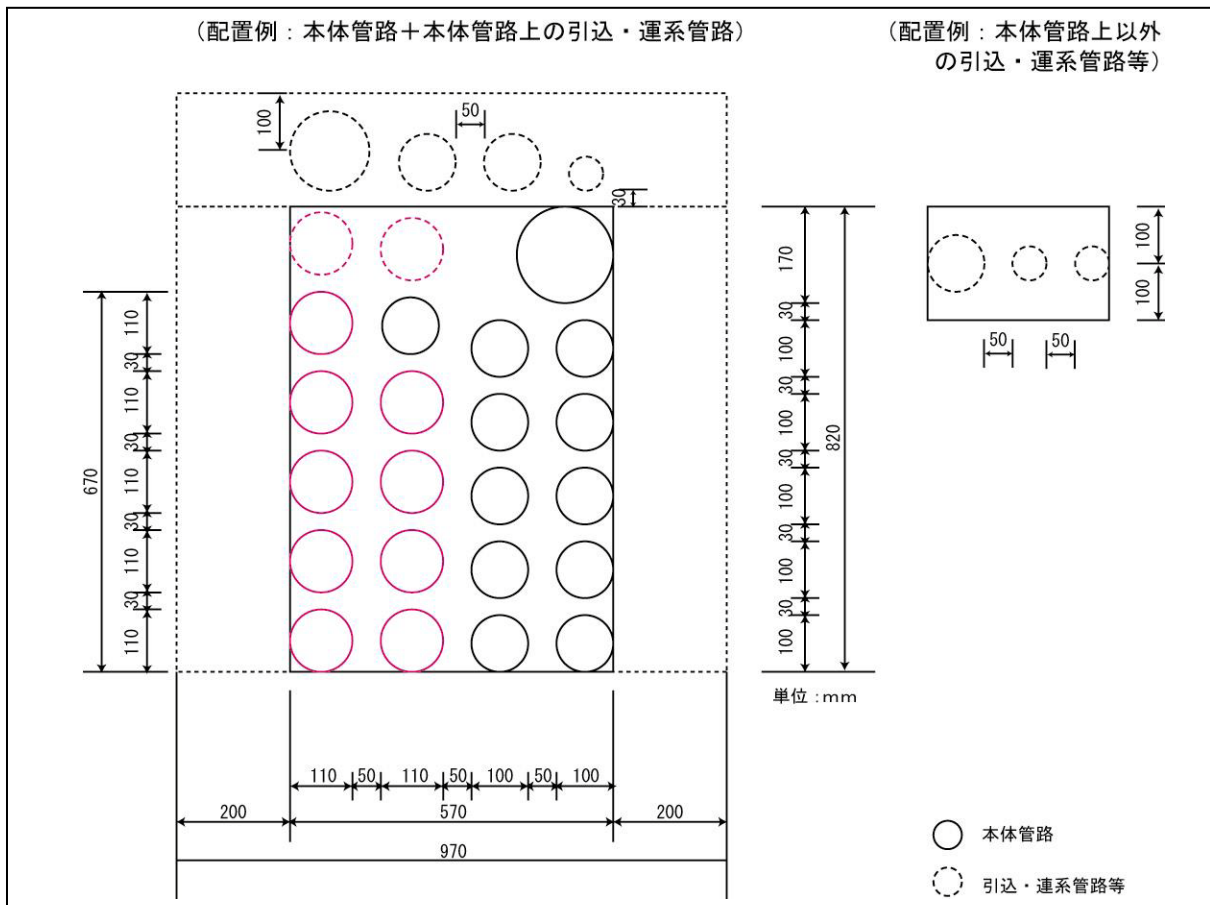
1. 受注者は、管路の施工については、次の各規定によるものとする。

(1) 管路の基礎

本体管路部は掘削幅全面に厚さ 10cm の敷き砂を敷くものとする。

(2) 管路の配置

- ① 管路の離隔は継手部を除き水平 50mm、鉛直 30mm とする。
- ② 本体管路部に余裕がある場合は、引込・連系管路を配置することとし、管路部の標準配置は図Ⅲ-7-2のとおりとする。
- ③ 管路の敷設間隔を均一に保つため、スペーサ等を設けるものとする。



図Ⅲ-7-2 管路標準配置図

(3) 管路の曲率半径

- ① 管路曲がり部の最小曲率半径は表Ⅲ-7-5のとおりとする。また、管路曲がり部は曲管の使用を原則 とするが、やむを得ない場合は現場加工により曲げてよい。

表Ⅲ-7-5 管路の最小曲率半径

管路の種類	最小曲率半径
NTT 管路	R=10m
NTT 管路以外の管路	R= 5m

② 管路曲がり部については、管路工事完了後においてケーブルの入線に支障のないように施工しなければならない。

(4) 管路の加工について

① 管路を現場加工で曲げる場合の管の扁平率は90%以上を確保しなければならない。

$$\text{扁平率} = \frac{\text{加工後の管内径 (短径)}}{\text{加工前の管内径}} \times 100 (\%)$$

② 管を現場で切断する場合は、管軸に対して直角に切断し、その端部は必ず面とり加工を行わなければならない。

(5) 管路の継手と仕上げについて

① 管路の継手部は土砂、水などが浸入しないようにしなければならない。

② 管口、管内部は電線引込時に電線を傷つけないように平滑に仕上げるものとする。

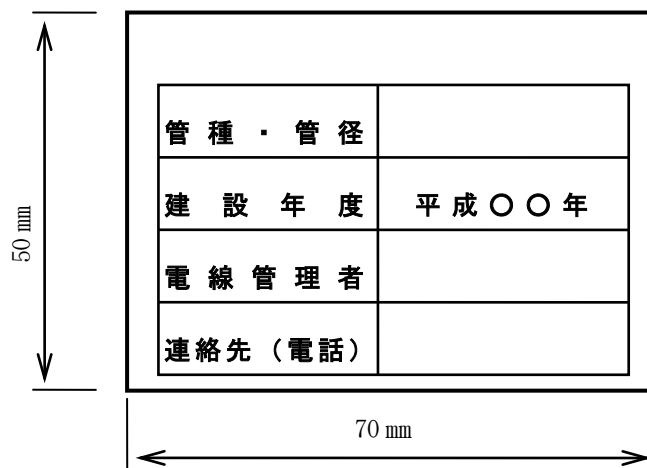
③ 電線共同溝枒への管路取付にあたっては、枒内に管路の突出しがないよう仕上げるものとする。

(6) 呼び線について

各管路には、直径4mm以上のポリプロピレンロープを呼び線として入れておかななければならない。

(7) 管路種別表示札について

複数の電線管理者が接続する枒には、図Ⅲ-7-3のとおり管路の種別がわかるよう管路種別表示札を設置しなければならない。なお、管路種別表示札の材質は難燃性合成樹脂とし、表面は白色地で油性マジックによる書き込みが可能なものとする。



図Ⅲ-7-3 管路種別表示札

(8) 止水栓について

道路管理者予備管路には土砂、水が浸入しないように止水栓を設置しなければならない。

(9) 特殊部及び断面変化部等への管路材取付について

特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路内部は電線引込時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければ

ばならない。なお、特殊部に管路材を接続するにはダクトスリーブを設けなければならない。

(10) 地中止め箇所

受注者は、管路を地中止めする箇所については、管端キャップを設置するとともに、管路位置を明示するために、半永久構造物から引照点を3方向以上とり、平面図等（様式自由）に整理し、監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、表Ⅲ-7-6に示す、管路の接続性能試験及び導通性能試験を行わなければならない。

**表Ⅲ-7-6 試験の種類と対象管路**

試験の種類	対象管路	備考
接続性能試験	NTT 管路	本体管路のみ*
導通性能試験 (A 法)	NTT・CATV・有線・道路管理者管路	
導通性能試験 (B 法)	関西電力管路及びケイ・オプティコム管路	

※ただし、フリーアクセス管路φ150についてはこの限りでない。

(1) 接続性能試験

NTT 管路に適用する。

① 試験方法

管路の両端にストッパーと呼ばれる栓を取り付け、片方はコンプレッサーから減圧器を通して100kN/m<sup>2</sup>以下の圧力で加圧し、管内圧が50,000kN/m<sup>2</sup>になるまで圧縮空気を送る。

管内の圧力が50,000kN/m<sup>2</sup>になるように調節バルブを閉め、3分間放置し、管内の圧力低下が2,000kN/m<sup>2</sup>以下であれば良とする。

ストッパーを使うかわりに管路点検器を使用してもよいものとする。

② 注意事項

管内に気圧がかかっている時は、柵の中に入ってはならない。管路の上下部にストッパーを取り付けたら、相手側のハンドホールにも作業員が入っていないことを十分確認の上、圧縮空気を送るものとする。

ストッパーを取り外すときは、管内の圧力が完全に低下したことを確認した後ハンドホールに入らなければならない。

(2) 導通性能試験 (A 法)

NTT・CATV・有線・道路管理者管路に適用する。また、対象管路と試験方法については表Ⅲ-7-7のとおりとする。

**表Ⅲ-7-7 対象管路と試験方法**

対象管路	試験方法
φ 75 本体管路	マンドレルによる試験
φ 150 フリーアクセス管路	ウエスによる試験
引込管路・連系管路・連系設備	

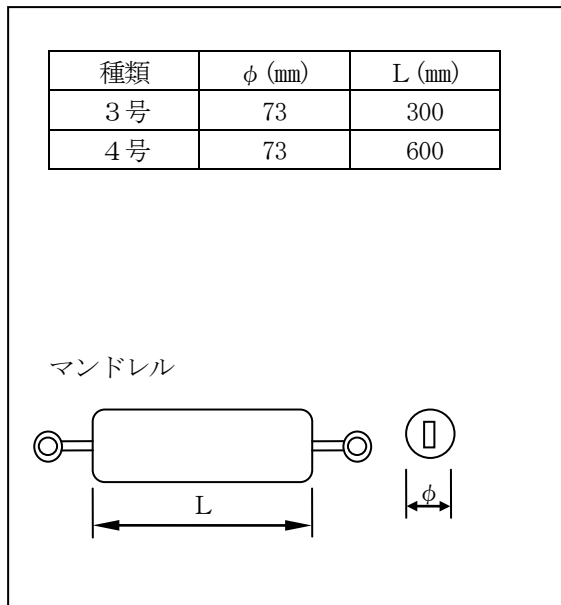
① マンドレルによる試験方法

柵と柵をつなぐφ75本体管路に4号マンドレルをスムーズに通過させること。ただし、スパン長が150m以下で4号マンドレルが不通過又はスムーズに通過しない場合は、3号マンドレルをスムーズに通過させる。また、マンドレルの寸法については図Ⅲ-7-4のとおりとする。

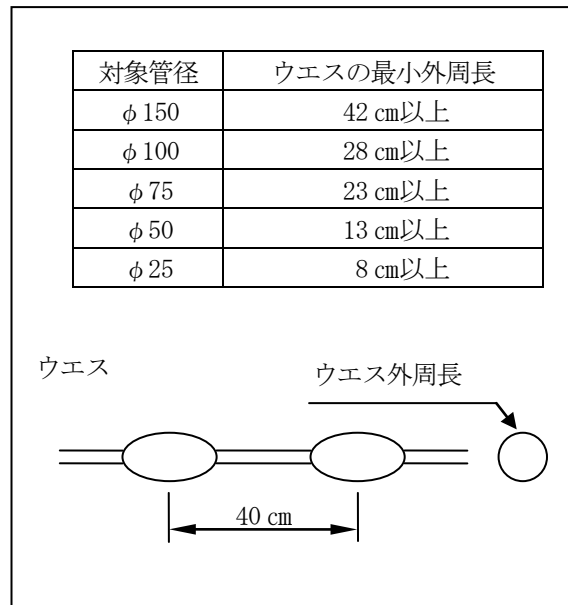
② ウェスによる試験方法

対象管径に合うウェスを40cm間隔で2箇所取り付け、スムーズに通過させること。

また、ウェスの寸法については図Ⅲ-7-5のとおりとする。



図Ⅲ-7-4 マンドレルの寸法



図Ⅲ-7-5 ウェスの寸法

(3) 導通性能試験 (B法)

関西電力及びケイ・オプティコム管路に適用する。

①□ 試験方法

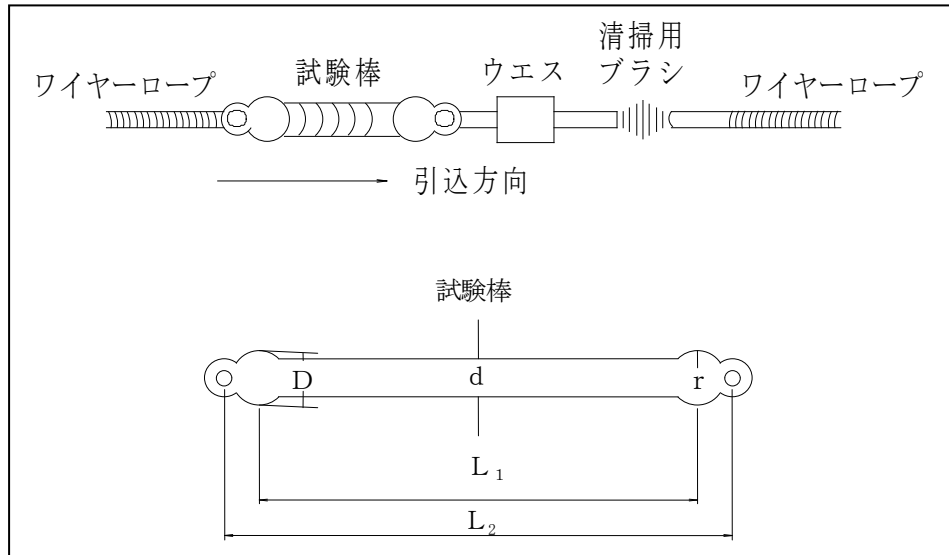
図Ⅲ-7-6のとおり取り付け付けた試験棒をスムーズに通過させる。また、試験棒の寸法については表Ⅲ-7-8のとおりとする。

表Ⅲ-7-8 試験棒の寸法

種別	呼称	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	D	r	d	適用管径
1	75	650	950	75	1/2・D	35+5	80 mm
2	95	1000	1300	95	1/2・D	50+5	100 mm
3	120	1000	1300	120	1/2・D	50+5	125 mm

※D部分が5mm減ればすぐに付け替える。

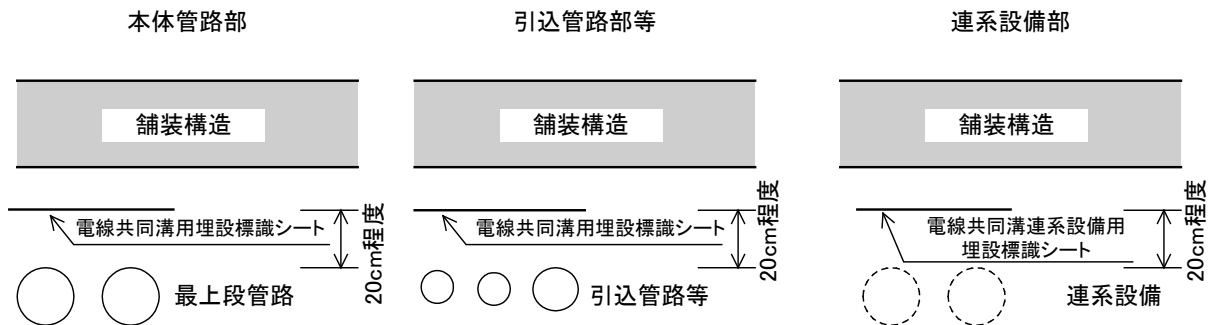




図Ⅲ－７－６ 試験棒取り付け標準図

3. 受注者は、管路の埋戻しに伴い管路上部に埋設標識シートを敷設しなければならない。

- (1) 道路工事による電線共同溝の破損事故等を防止するため、最上段管路より約20cm上に電線共同溝用埋設標識シートを設置しなければならない。また、敷設位置については図Ⅲ－７－7のとおりとする。
- (2) 道路管理者にて連系設備（占用物）を施工する場合は、電線共同溝連系設備用埋設標識シートを設置する。



図Ⅲ－７－7 電線共同溝用埋設標識シートの敷設位置

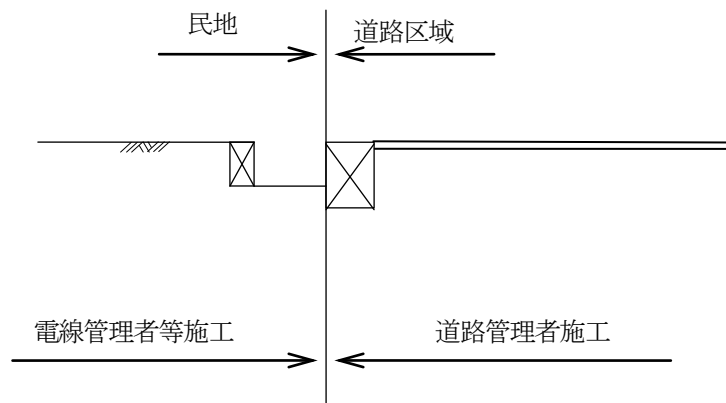
4. 受注者は、配管ルート及びハンドホール、照明柱設置箇所、照明柱基礎形状については、現場条件 や 関連機関との調整等から変更が生じる場合があるので、監督職員と十分打合せを行わなければならない。

5. 受注者は、引込管路における道路管理者と電線管理者等との施工区分は(1)(2)に基づくものとする。

(1) 標準的な引込箇所

道路管理者と電線管理者との施工区分は、図Ⅲ－7－8のとおりとする。

ただし、引込管路は電線管理者等が行う民地部分の管路と接合することから、施工区分付近の工事を円滑にするため、電線管理者等と調整して施工しなければならない。

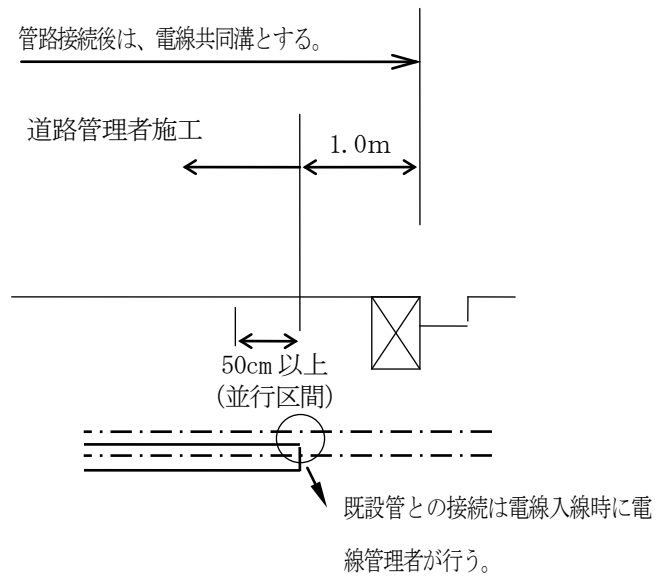
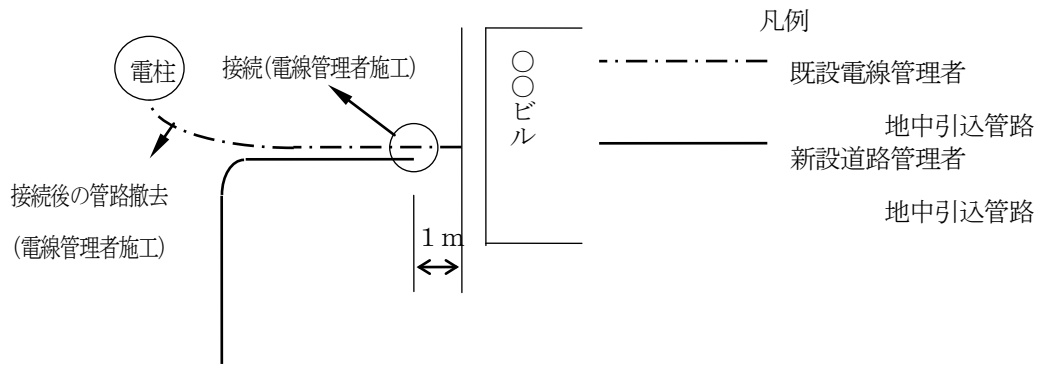


図Ⅲ－7－8 標準的な引込箇所の施工区分図

(2) 特殊な引込箇所（既設が地中での引込）

道路管理者と電線管理者との施工区分は図Ⅲ－7－9のとおりとする。

既設管路との接続を容易にするため、接続付近の管路位置は既設管の高さにあわせて接近し、50cm以上並行させて設置するものとする。



図Ⅲ－7－9 特殊な引込箇所の施工区分図

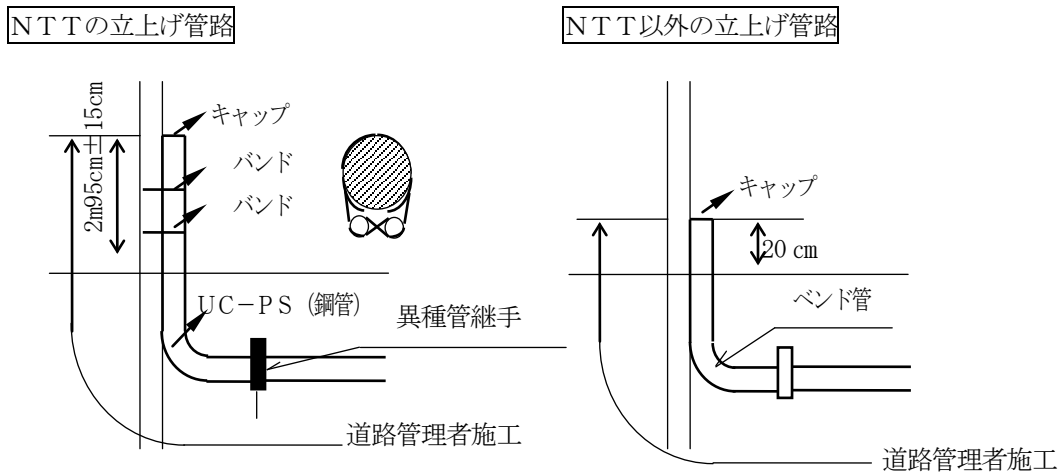
#### 道Ⅲ-7-4-4 アクセス管路の施工

1. 受注者は、連系設備については、建設工事完了後に引渡しを受けた電線管理者の占有物となるため、電線管理者と十分に調整を行って施工しなければならない。

2. 道路管理者と電線管理者との施工区分

(1) 電柱への立上げ管路

道路管理者の施工区分は、図Ⅲ-7-10のとおりとする。

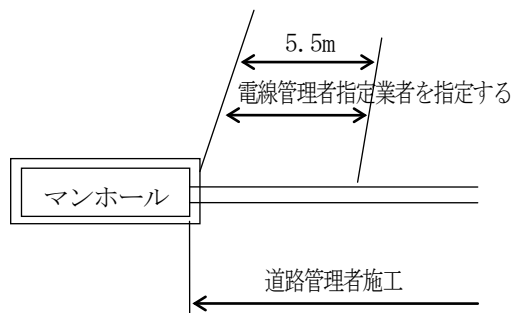


図Ⅲ-7-10 電柱への立上げ管路標準図

(2) マンホールへのアクセス管路

① 一般的なアクセス管路の施工区分

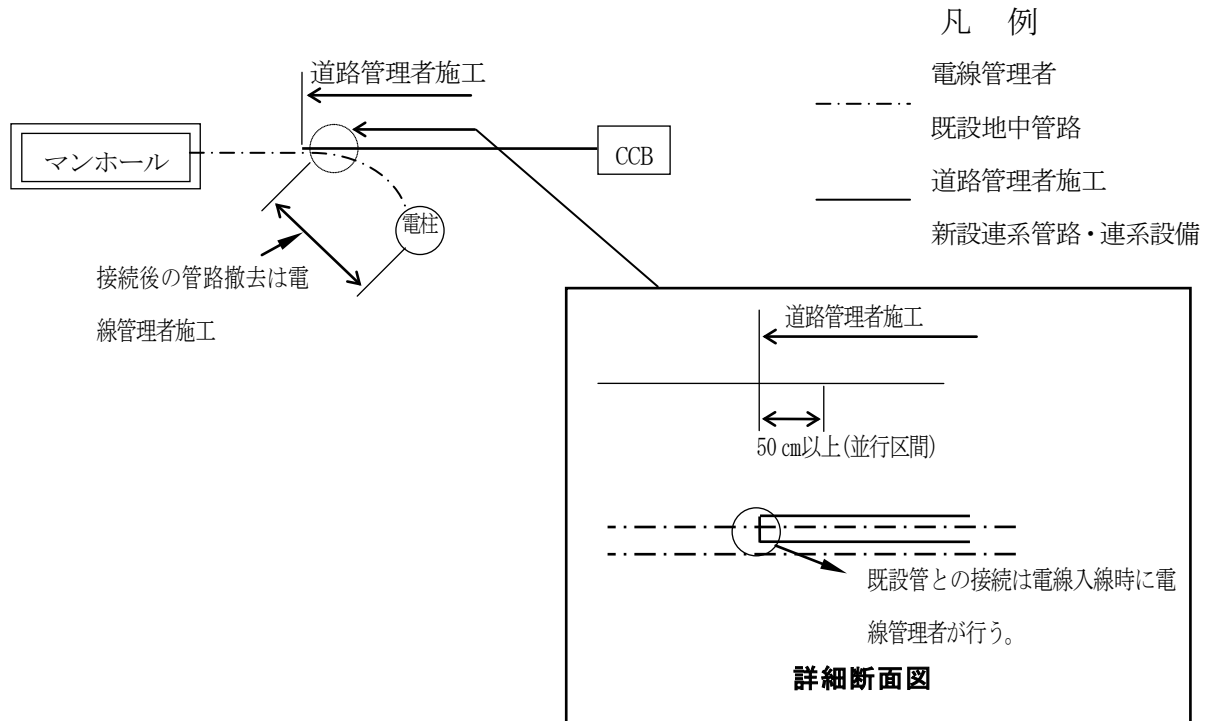
道路管理者の施工区分は図Ⅲ-7-11のとおりとする。電線管理者指定業者を指定して掘削、管敷設、埋戻し、舗装復旧を行うものとする。ただし、掘削深さ1.5mをこえる場合は土留を行うこと。また、マンホールへの接続に必要な穴あけ、マンホールと管路の接続、取付Coの撤去・復旧（管路接続時に取壊しが必要な場合に限る）は電線管理者の施工とし、電線管理者以外の者がマンホール内へ立入ることは禁止する。



図Ⅲ-7-11 一般的なアクセス管路の施工区分標準図

② 特殊なアクセス管路の施工区分

道路管理者の施工区分は、図Ⅲ－7－12のとおりとする。電線管理者が既設管路との接続を容易にするため既設管路の高さにあわせて接近し、50cm以上並行させた位置までとする。



図Ⅲ－7－12 特殊なアクセス管路の施工区分図

- 受注者は、連系管路・連系設備の施工区分境界付近の工事において、電線管理者等の工事と同時施工が、それぞれの工事を円滑に推進するための条件であることから、事前調整を工事予定日の1ヶ月前までに行い、かつ1週間前に事前調整事項の再確認を電線管理者と行わなければならない。
- マンホールへのアクセス管路の試験は、電線管理者以外がマンホール内に入れないことから、電線管理者が実施する。
- 受注者は、電柱への立上げ管路の施工に際しては、道路の有効幅員、建築限界を侵さないよう、かつ垂直に管路を配置しなければならない。
- 受注者は、電柱への立上げ管路には、雨水及び異物の流入を防止するため、管端キャップを確実に設置しなければならない。

道－Ⅲ－7－4－5 プレキャストボックス工

- 受注者は、柵の施工については、次の各規定によるものとする。
  - 柵の基礎

柵の基礎は、柵本体の外側から10cmの出幅で厚さ10cmの砕石の上に厚さ5cmの砂を敷き、支持力が均等になるように、かつ不陸が生じないようにするものとする。
  - 柵の設置

柵は、所定の位置に水平に設置するものとし、柵の隣接する各ブロックは目違いによる段差・蛇行が生じないように設置しなければならない。

(3) 高さ調整ブロック

地上機器設置用柵以外は、高さ調整ブロック(厚さ7cm)を2段設置するものとする。

(4) 管路との接続

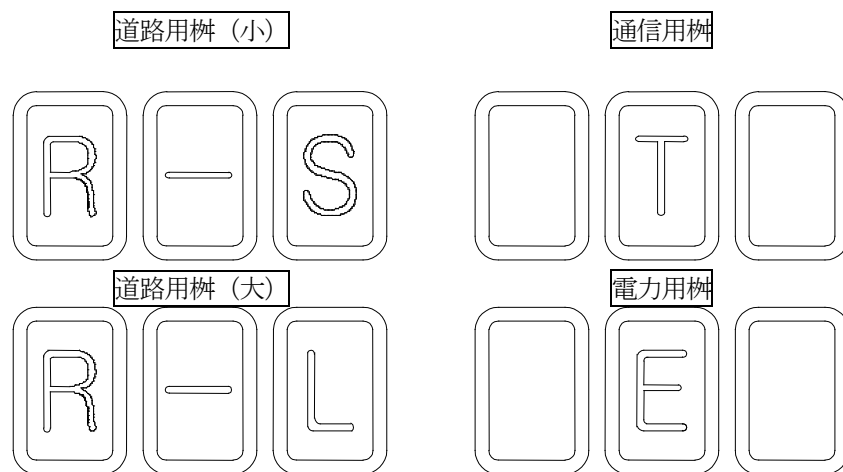
管路接続部はモルタルで間詰めし、土砂、砂などが浸入しないようにしなければならない。

(5) 柵と管路との離隔

柵と管路との離隔は10cm(作業幅)以上とする。

(6) 鉄蓋の設置

鉄蓋については、路面の高さに合致するように設置するものとする。また、鉄蓋には柵の区分がわかるよう、図Ⅲ-7-13のとおり記号キャップを取り付けるものとする。



図Ⅲ-7-13 記号キャップ図

(7) 接地工事

① 電力用柵の施工に際しては、電気設備に関する技術基準に基づき接地工事を行うこと。接地工事の種類及び接地抵抗値については表Ⅲ-7-9のとおりとする。ただし、電力用分岐柵は除く。

表Ⅲ-7-9 接地工事の種類及び接地抵抗値

柵の種類	接地工事の種類	接地抵抗値	接地工事箇所
電力用柵	A種	10Ω以下	両側1ヶ所ずつ

② 通信用柵については、接地工事の必要性をNTTと調整し、必要な場合は接地工事を行うものとする。

③ 接地抵抗測定結果については、監督職員に提出するものとする。

④ その他接地工事及び接地抵抗測定等については、道-Ⅲ-2-11-7照明工の規定によるものとする。

#### 道一Ⅲ-7-4-6 現場打ボックス工

現場打ボックス工の施工については、道一Ⅲ-6-7-2 現場打躯体工の規定によるものとする。

#### 第5節 仮設工

1. 土留工は掘削深さ1.5mを超えるものについて行うものとする。ただし、掘削深さ1.5m以下でも、湧き水、軟弱地盤等の現場状況により土留工が必要と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 路面覆工は歩道改築部及び車道横断箇所部の管路設置作業時に行うなど、現場状況により必要と思われる箇所について行うものとする。
3. 仮設工の施工については、第Ⅰ編第1章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 第6節 付帯工

1. 試験掘削資料は電線共同溝を設置するルート、埋設位置、管路断面、柵の位置などを確定するためのものであることから、既設埋設物の位置や現場状況などを事前に十分調査を行い適切な箇所の試験掘削を行うこと。
2. 試験掘削工については、道一Ⅰ-1-12-2 試験掘削工の規定によるものとする。

#### 第7節 詳細図作成

受注者は、設計図書による請負工事契約を締結した電線共同溝設置工事においては、現地測量及び試掘結果を反映させた詳細図の作成を行わなければならない。

##### 道一Ⅲ-7-7-1 詳細図の作成にかかる基本事項

受注者は、詳細図（平面図、標準断面図、縦断面図・横断面図）の作成に関しては、設計図書の内容を十分把握して作業を行うものとし、その作業に関しては「業務委託共通仕様書」（平成21年1月）によるものとする。

##### 道一Ⅲ-7-7-2 電線共同溝ルート・埋設位置などの検討

受注者は、設計図書に基づき、現地測量及び試験掘を行い、電線共同溝設置工事区間の電線共同溝を設置するルート、埋設位置、管路断面、柵の位置などについて検討を行わなければならない。

##### 道一Ⅲ-7-7-3 詳細図の作成

受注者は、検討結果に基づき、電線管理者と配管条数・柵・沿道引込管路設置位置等の調整を行って詳細図を作成しなければならない。作成した詳細図は、電線管理者の確認をとった上で、監督職員の承諾を得なければならない。

##### 道一Ⅲ-7-7-4 試験掘データの整理

受注者は、本工事の試験掘区間について、試験掘後、データの整理を行い、試掘報告書として監督職員に提出しなければならない。

##### 道一Ⅲ-7-7-5 成果の様式

受注者は、成果品として表Ⅲ-7-10のとおり詳細図作成報告書を2部（A4版）製本して提出しなければならない。報告書の表紙は図Ⅲ-7-14を標準として作成するものとする。詳細図については、原図1部とDXF形式出力が可能なCADで作成したデータをフロッピーディスク等の媒体で提出しなければならない。

表Ⅲ－7－10 詳細図作成報告書成果品

詳細図作成報告書	報告書表紙〈黒表紙、金文字〉 目次 施工箇所図 詳細図（陽画焼） 試掘報告書 その他監督職員が <b>指示</b> する資料
詳細図	電線共同溝平面図 電線共同溝標準断面図 電線共同溝縦断面図・横断面図

(背表紙)

平成〇〇年度  
  
〇〇線〇〇電線共同溝設置工事

(表紙)

平成〇〇年度  
  
〇〇線〇〇電線共同溝設置工事  
(工事名を記入)  
  
詳細図作成報告書  
  
平成〇〇年〇〇月  
  
〇〇〇〇  
(請負業者名を記入)

図Ⅲ－7－14 報告書の様式

道－Ⅲ－7－7－6 その他

その他疑義が生じた場合は、監督職員と**協議**するものとする。



## 第8節 完成図書

受注者は、電線共同溝の管路工事の**完成図書**として、表Ⅲ－7－11及び表Ⅲ－7－12のとおり作成し、速やかに監督職員に**提出**しなければならない。なお、これらの**完成図書**は、電線共同溝の維持管理用図書として使用するものであるため、文字や線の大きさ等、**十分に判読可能**なものでなければならない。また、完成図書の表紙は図Ⅲ－7－15を標準として作成するものとする。

表Ⅲ－7－11 完成図書

番号	図名	備考
①	図面目録	
②	施工位置図及び工事概要 等	工事概要は、工事名、工事場所、工事延長、工期、請負業者名、監督部署、設計部署等を記入
③	参画企業体別管路等集計表(表Ⅲ－7-13)	
④	電線共同溝管路平面図	縮尺 600 分の 1 以上
⑤	電線共同溝柵構造図	縮尺 30 分の 1 以上
⑥	電線共同溝柵展開図・管路モデル図	各柵の各面毎に管路の行先が判るもの
⑦	電線共同溝横断図	縮尺 100 分の 1 以上 20mピッチ及び柵部等特異箇所
⑧	電線共同溝縦断図	縮尺 600 分の 1 以上
⑨	電線共同溝防護箇所図（平面図及び断面図）	縮尺 600 分の 1 以上
⑩	電線共同溝地中止め管路の引照点図	
⑪	品質管理報告書（接地抵抗試験・接続性能試験・導通性能試験などは、提出書類の様式 2－7、2－9、2－10 による）	管路及び柵に関するもの
⑫	照明灯基礎図（平面図及び断面図）	基礎形状がわかるもの
⑬	その他監督職員が指示する図書	

表Ⅲ－７－12 完成図書の提出形式と部数

提出形式	内 容	部 数
縮小原図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表Ⅲ－７－11 に指定する全ての図書</li> <li>● ポリエステルベース A3 版</li> <li>● ファイル綴じ</li> </ul>	1
縮小原図青焼き製本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表Ⅲ－７－11 に指定する全ての図書</li> <li>● A4 版見開き製本</li> <li>● 表紙、背表紙含む</li> </ul>	3
CAD データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表Ⅲ－７－11 に指定する④、⑦、⑧の図書</li> <li>● DXF 形式で出力が可能なこと。</li> <li>● MO 等の電子媒体に保存し、納品前にウイルス対策を行うこと。</li> <li>● MO 等の電子媒体のラベルにウイルス対策に関する情報としてソフト名、ウイルス（パターンファイル）定義年月日、チェック年月日を記載する。</li> </ul>	1

(背表紙)

平成〇〇年度  
〇〇線〇〇電線共同溝設置工事  
完成図書  
請負業者名

(表紙)

平成〇〇年度  
〇〇線〇〇電線共同溝設置工事  
(工事名を記入)  
完成図書  
平成〇〇年〇〇月  
〇〇〇〇  
(請負業者名を記入)

図Ⅲ－7－15 完成図書の様式

表Ⅲ－7－13 参画企業体別管路等数量集計表（5期計画・6期計画）

参画企業体別管路等数量集計表(5期計画・6期計画)

工事名： \_\_\_\_\_

路線名： \_\_\_\_\_ 電線共同溝名： \_\_\_\_\_

工事場所： \_\_\_\_\_ 完成年月日： \_\_\_\_\_

①道路付属物

本体管路

参画企業体名	管種	管径	延長	企業体計

連系管路(電線共同溝指定道路区域内)

参画企業体名	管種	管径	延長	企業体計

引込管路

参画企業体名	管種	管径	延長	企業体計

樹

樹種類	樹寸法	箇所数

②道路法第23条附帯工事による連系設備(占用物件)

連系設備(電線共同溝指定道路区域外)

参画企業体名	管種	管径	延長	企業体計

※延長は、m単位で少数第2位まで記入すること。